

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等の継続及び一部変更について

国土交通省
中国地方整備局長

河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第二十二第1項及び第2項の規定に基づき、令和5年3月6日付けで指定等を行った、都市・地域再生等占用主体の指定等を継続するとともに、都市・地域再生等利用区域及び都市・地域再生等占用方針の一部を変更し、下記のとおり定める。

令和8年 3月12日

記

第1 都市・地域再生等利用区域

旭川水系旭川で別図に示す区域

第2 都市・地域再生等占用方針

<旭川河畔（石山公園地区）賑わい創出事業>

1. 都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けられることができる施設

(1) 広場、イベント施設、遊歩道

(2) (1)に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、照明・音響施設、案内所、休憩施設

(3) 突出看板

(4) その他都市及び地域の再生等のために利用する施設

(準則第二十二第3項第一号、第二号、第三号、第六号、第九号及び第十一号に該当)

2. 都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けられることができる施設の許可方針

- ・ 工作物の設置に当たって河川管理施設に損傷を与えないこと。
- ・ 河川管理用車両の通行が可能な場所（通路）においては、当該車両の通行を確保し、その他の場所においては、歩行者の通行を確保すること。
- ・ その他出水など異常気象時の退避計画を作成するなど河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。
- ・ 占用範囲及びその周辺において、良好な水辺空間を確保するため清潔の保持に努めること。
- ・ 占用期間中においては、河川利用者との調整を図るとともに、周辺住民、河川利用者等から占用に関する苦情が生じた場合には、占用主体がその解決に努めること。

- ・施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
- ・使用契約を締結する場合には、占用主体は、使用契約の内容を河川管理者に報告すること。
- ・使用契約を締結する場合には、準則第二十五第4項に規定する事項を契約の内容とするほか、同項第一号から第四号に掲げる条件を付すこと。
- ・施設使用者に占用施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
- ・施設利用料の徴収及び活用状況を河川管理者に年一回以上で河川管理者が定める回数報告すること。

<遊覧船運航事業>

1. 都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設

- (1) 船着場、船舶係留施設
- (2) その他都市及び地域の再生等のために利用する施設
(準則第二十二第3項第四号、第五号及び第十一号に該当)

2. 都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設の許可方針

- ・工作物の設置に当たって河川管理施設に損傷を与えないこと。
- ・河川管理用車両の通行が可能な場所（通路）においては、当該車両の通行を確保し、その他の場所においては、歩行者の通行を確保すること。
- ・その他出水など異常気象時の退避計画を作成するなど河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。
- ・占用範囲及びその周辺において、良好な水辺空間を確保するため清潔の保持に努めること。
- ・占用期間中においては、河川利用者との調整を図るとともに、周辺住民、河川利用者等から占用に関する苦情が生じた場合には、占用主体がその解決に努めること。
- ・河川法第24条の占用の許可の後、岡山河川事務所長（以下「事務所長」という。）から経営状況等の確認があった場合には、必要な資料について提出すること。

<カヌー体験教室事業>

1. 都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設

- (1) 船着場
- (2) その他都市及び地域の再生等のために利用する施設
(準則第二十二第3項第四号及び第十一号に該当)

2. 都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設の許可方針

- ・ 工作物の設置に当たって河川管理施設に損傷を与えないこと。
- ・ 河川管理用車両の通行が可能な場所（通路）においては、当該車両の通行を確保し、その他の場所においては、歩行者の通行を確保すること。
- ・ その他出水など異常気象時の退避計画を作成するなど河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。
- ・ 占用範囲及びその周辺において、良好な水辺空間を確保するため清潔の保持に努めること。
- ・ 占用期間中においては、河川利用者との調整を図るとともに、周辺住民、河川利用者等から占用に関する苦情が生じた場合には、占用主体がその解決に努めること。
- ・ 河川法第24条の占用の許可の後、事務所長から経営状況等の確認があった場合には、必要な資料について提出すること。

第3 都市・地域再生等占用主体

<旭川河畔（石山公園地区）賑わい創出事業>

岡山市

（準則第二十二第4項第一号に掲げるもの）

<遊覧船運航事業>

株式会社おかやま旭川遊覧クルーズ

（準則第二十二第4項第二号に掲げるもの）

<カヌー体験教室事業>

カヌーパーク OKAYAMA

（準則第二十二第4項第二号に掲げるもの）

指定等の経緯

指 定 日 令和 2年 4月20日

変 更 日 令和 5年 3月 6日

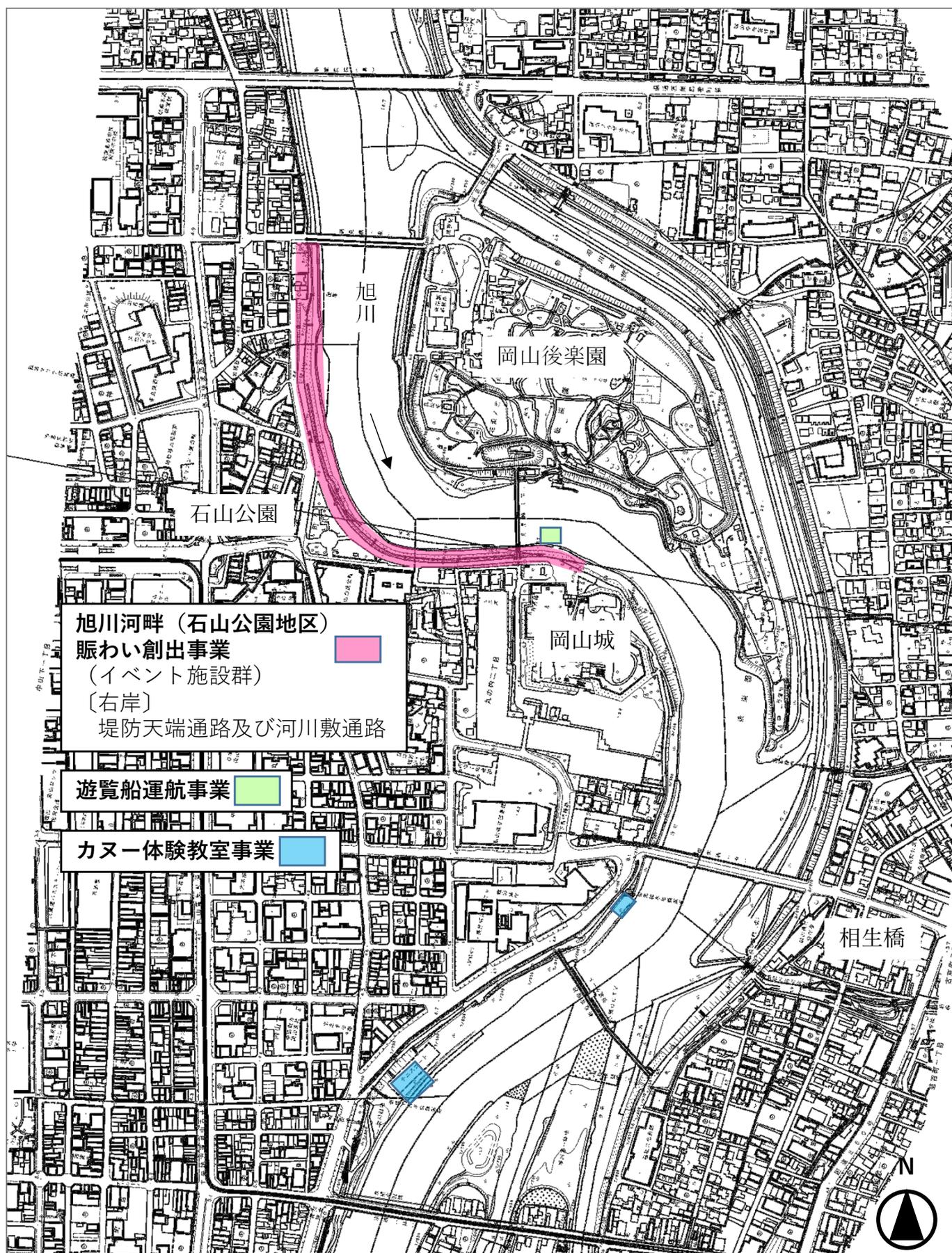
（都市・地域再生等利用区域の指定等の一部変更）

継続決定及び変更日 令和 8年 3月12日

（旭川河畔（石山公園地区）賑わい創出事業、遊覧船運航事業、カヌー体験教室事業の占用（区域）の許可期間の満了に伴う都市・地域再生等利用区域の指定等の継続）

（都市・地域再生等利用区域の指定等の一部変更）

都市・地域再生等利用区域



河川敷地占用許可準則《抜粋》

第四章 都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例

(都市・地域再生等利用区域の指定等)

第二十二 河川管理者は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定することができる。

2 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域を指定するときは、併せて当該都市・地域 再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占有の方針（以下「都市・地域再生等占有方針」という。）及び当該施設の占有主体（以下「都市・地域再生等占有主体」という。）を定めるものとする。

3 都市・地域再生等占有方針には、次に掲げる施設のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占有の許可を受けることができる施設及びその許可方針を定めるものとする。

一 広場

二 イベント施設

三 遊歩道

四 船着場

五 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）

六 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等

七 日よけ

八 船上食事施設

九 突出看板

十 川床

十一 その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む。）

4 都市・地域再生等占有主体には、次に掲げる者のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占有の許可を受けることができる者を定めるものとする。

一 第六に掲げる占有主体

二 営業活動を行う事業者等であつて、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの

三 営業活動を行う事業者等